

（損害防止義務）

第31条　共済契約者または被共済者は、第7条（共済金の支払）の事故が発生したことを知ったときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

2　共済契約者または被共済者が正当な理由がなく前項の義務を履行しなかったときは、組合は、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

（残存物の帰属）

第32条　組合が第7条（共済金の支払）の損害共済金を支払ったときでも、共済の目的の残存物について被共済者が有する所有権その他の物権は、組合がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、組合に移転しません。

（支払共済金に関する異議の処理）

第33条　支払共済金の決定について、共済契約者、被共済者または共済金を受取るべき者に異議のある場合には、書面をもって組合に対し、再審査を請求することができます。

（地位）

第34条　損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合
 - 被共済者が取得した債権の全額
- 前号以外の場合
 - 被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- 前項第2号の場合において、組合に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 共済契約者および被共済者は、組合が取得する第1項または第2項の債権の保全および行使ならびにそのために組合が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、組合の負担とします。

（共済金の請求）

第35条　組合に対する共済金請求権は、第7条（共済金の支払）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

- 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、組合が求めるものを組合に提出しなければなりません。
 - 共済金請求書
 - 損害見積書
 - その他組合が次条第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めたもの

3　組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合に組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（共済金の支払時期）

第36条　組合は、第35条（共済金の請求）に基づき、被共済者から共済金の請求を受けた場合、その請求に必要な書類がすべて組合に到着した日からその日を含めて30日以内に組合が共済金の支払を行うために必要な次の各号に掲げる事項について確認のうえ、支払うべき共済金の額を決定し、被共済者が指定した金融機関への振込により共済金を支払います。

- 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
- 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（共済価額を含みます。）および事故と損害との関係
- 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、本共済契約において定める無効、失効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無
- 前1号から4号に掲げるものの他、他の共済契約の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項
- 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、組合は、その請求に必要な書類がすべて組合に到着した日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。
 - 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）　180日
 - 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会　90日
 - 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査　60日
 - 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180日
- 前二項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

（時効）

第37条　共済金請求権は、共済金支払の事由が生じた時から3年間行わないときは時効によって消滅します。

（共済金支払後の共済契約）

第38条　第7条（共済金の支払）の損害共済金の支払額がそれぞれ1回の事故につき共済金額（共済金額が共済価額をこえるときは、共済価額とします。）の80％に相当する額をこえたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生したときに終了します。

- 前項の場合を除き、組合が共済金を支払った場合においても、この共済契約の共済金額は、減額することはありません。
- 第1項の規定により、共済契約が終了した場合には、組合は共済掛金を返還しません。
- おのおの別に共済金額を定めた共済の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前各項の規定を適用します。

第7章　その他の事項

（共済契約者等の住所または氏名の変更）

第39条　共済契約者が住所または氏名を変更したとき、もしくは被共済者変更したときは、共済契約者は組合に対し、組合所定の書面の提出により遅滞なくその事実を通知しなければなりません。

2　共済契約者が前項の通知をしなかったときは、共済契約者が組合に届け出た直近の住所または氏名に対して組合から発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に共済契約者に到達したものとみなします。

（共済契約の継続）

第40条　共済契約の満了に際し、共済契約を継続しようとする場合に、共済契約申込書に記載した事項および共済証券または共済契約証書に承認の裏書を受けた事項に変更があったときは、共済契約者は、書面をもってこれを組合に告げなければなりません。この場合の告知については第13条（告知義務）の規定を適用します。
2　第8条（共済金を支払わない損害）第4項の規定は、継続共済契約の共済掛金についても、これを適用します。

（保険契約の取扱）

第41条　第11条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）の規定の適用については、損害保険会社との間に締結される同種の損害を担保する保険契約は、これを中小企業共済協同組合の共済契約とみなします。

（共済金の削減または共済掛金の追徴）

第42条　組合は、異常災害その他の事由により損失金を生じ、かつ、その損失金を繰越剰余金、諸積立金、地方公共団体の支払保証等をもってうめることができなかったときは、総代会の議決を経て、共済金を削減し、または共済掛金を追徴することができます。

（雑則）

第43条　この約款に規定のない事項については、組合の定款その他の諸規定ならびに関係法令によるものとします。

附則

この約款は、行政庁の認可を受けることを条件として、平成30年6月1日以降に共済期間の初日を迎える共済契約に適用し、当該共済契約以外の共済契約については従前の規定を適用するものとします。

附則

この約款は、行政庁の認可を受けることを条件として、令和2年1月1日以降に共済期間の初日を迎える共済契約に適用し、当該共済契約以外の共済契約については従前の規定を適用するものとします。

別表1

	共済金の種類	支払限度額
1	第7条（共済金の支払）第1項の損害共済金	損害の額

長期普通火災共済Ⅱ特約条項（住宅・非住宅物件用）

（共済掛金の返還または請求－通知事項の承認の場合）

第1条　この特約条項が付帯された普通共済約款（以下「普通約款」といいます。）第15条（通知義務）第1項の承認をする場合において、共済掛金率を変更する必要があるときは、普通約款第24条（共済掛金の変更）の規定にかかわらず、組合は、変更前の共済掛金率と変更後の共済掛金率との差に基づき、未經過期間に対し組合の定める長期契約の未經過掛金率（以下「未經過掛金率」といいます。）によって計算した共済掛金を返還または請求します。

（共済掛金の返還－契約の無効・失効の場合）

- 普通約款第17条（共済契約の無効）の規定により共済契約が無効となる場合には、組合は共済掛金を返還しません。
- 普通約款第18条（共済契約の失効）の規定により、共済契約が失効となる場合には、組合は、未經過期間に対し未經過掛金率によって計算した共済掛金を返還します。

（共済掛金の返還－取消しの場合）

第3条　普通約款第19条（共済契約の取消し）の規定により、組合が共済契約を取り消した場合には、組合は、共済掛金を返還しません。

（共済掛金の返還－共済金額の調整の場合）

- 普通約款第20条（共済金額の調整）第1項の規定により、共済契約者が共済契約を取り消した場合には、組合は、共済契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。
- 普通約款第20条（共済金額の調整）第2項の規定により、共済契約者が共済金額の減額を請求した場合には、組合は、共済掛金のうち減額する共済金額に相当する共済掛金からその共済掛金につき未經過期間に対し未經過掛金率によって計算した共済掛金を返還します。

（共済掛金の返還－契約解除の場合）

- 普通約款第14条（告知義務違反による解除）第1項、第15条（通知義務）第2項もしくは第6項、第22条（重大事由による共済契約の解除）第1項または第24条（共済掛金の変更）第3項の規定により、組合が共済契約を解除した場合には、組合は、未經過期間に対し未經過掛金率によって計算した共済掛金を返還します。
- 普通約款第21条（共済契約者による共済契約の解除）の規定により共済契約者が解除した共済契約に対し、未經過期間に対応する共済掛金の払込みがなされていた場合、未經過期間に対し未經過掛金率によって計算した共済掛金を返還します。

（共済掛金の返還または請求－掛金率改定の場合）

第6条　この共済契約に適用されている掛金率が、共済期間の途中で改定された場合においても、組合は、この共済契約の共済掛金の返還または請求は行いません。

（共済掛金の返還－損害共済金を支払った場合）

第7条　普通約款第38条（共済金支払後の共済契約）第1項の規定により共済契約が終了したときは、損害発生の日の属する契約年度を経過した以後の期間に対し、未經過掛金率によって計算した額を返還します。

（準用規定）

第8条　本特約条項に定めのない事項については、本特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

附則

この特約条項は、行政庁の認可を受けることを条件として、令和2年1月1日以降に共済期間の初日を迎える共済契約に適用し、当該共済契約以外の共済契約については従前の規定を適用するものとします。

長期普通火災共済Ⅱ共済掛金年払特約条項（住宅・非住宅物件用）

（目的）

第1条　この特約条項は、広島県中小企業共済協同組合（以下「組合」といいます。）が行う火災共済事業の年額共済掛金の払込みに関する事項について定めるものとします。
2　この特約条項において「年額共済掛金」とは、共済契約者が共済契約の各契約年度（初年度については共済期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの共済期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。）に対する共済掛金として支払う共済掛金をいいます。

（年額共済掛金の払込方法）

第2条　年額共済掛金の払込みは、初年度の年額共済掛金については共済契約の締結と同時に行うものとし、次年度以降の年額共済掛金については提携金融機関（組合と年額共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関をいいます。）ごとに組合の定める期日（以下「払込期日」といい、この払込期日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。）に共済契約者が指定する口座から振替によって行うものとします。
2　初年度の年額共済掛金の払込みについて、組合が別に定める初回共済掛金の口座振替に関する特約条項が付帯されている場合は、前項の規定にかかわらず、同特約条項に規定する払込期日に共済契約者が指定する口座から振替によって行うものとします。

（年額共済掛金の払込猶予）

第3条　共済契約者は、次年度以降の年額共済掛金につき払込期日に払込みがない場合、払込期日の翌日からその払込期日の属する月の翌月末日までの期間（以下「猶予期間」といいます。）内に、当該次年度以降の年額共済掛金を組合の指定した場所に払込まなければなりません。

（年額共済掛金払込み前の事故）

第4条　組合は、共済契約者が次年度以降の年額共済掛金を猶予期間を経過した後も払込まなかったときは、当該払込みのなかった年額共済掛金に係る共済期間の初日応当日から払込みまでの間に生じた事故による損害および費用に対しては、共済金を支払いません。

（共済掛金率の改定による年額共済掛金の変更）

第5条　共済期間の途中において、この共済契約に適用されている掛金率が改定された場合であっても、組合は、この共済契約の年額共済掛金を変更しません。

（共済金の支払および未払込年額共済掛金の払込み）

第6条　共済契約者が共済金支払の原因となった事故の発生日前に到来した払込期日に払込むべき年額共済掛金の払込みを怠っていた場合において、その猶予期間内に組合に対して共済金の支払の請求を行うときは、組合は、当該払込期日に払込むべき未払込年額共済掛金の全額の払込みがあった場合に限り、当該事故に対する共済金を支払います。

（年額共済掛金未払いの場合の解除）

- 組合は、払込期日に次年度以降の年額共済掛金の払込みがない場合には、共済証券または共済契約証書記載の共済契約者の住所にあてて、当該年額共済掛金払込みの催告を行うとともに、翌月の払込期日に再度口座振替を行います。
- 前項の場合において、猶予期間内に当該年額共済掛金の払込みがない場合には、組合は、書面または電磁的記録その他これに準ずる方法による通知をもって、当該共済契約を解除することができますものとします。
- 本条に基づく解除の効力は、当該払込みのなかった年額共済掛金に係る共済期間の初日応当日から、将来に向かってのみ、その効力を生じるものとします。

（準用規定）

第8条　本特約条項に定めのない事項については、本特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

附則

この特約条項は、行政庁の認可を受けることを条件として、平成30年6月1日以降に共済期間の初日を迎える共済契約に適用し、当該共済契約以外の共済契約については従前の規定を適用するものとします。

共済掛金分割払特約条項

(目的)

- 第1条 この特約条項は、広島県中小企業共済協同組合（以下「組合」といいます。）が行う火災共済事業の分割共済掛金の払込みに関する事項について定めるものとします。
- この特約条項において「分割共済掛金」とは、共済契約者が年額共済掛金（この共済契約に定められた総共済掛金をいいます。）を共済証券または共済契約証書記載の回数および金額に分割して払込む場合の共済掛金をいいます。

(分割共済掛金の払込方法)

- 第2条 分割共済掛金の払込みは、第1回分割共済掛金については共済契約の締結と同時に行うものとし、第2回以降の分割共済掛金については、提携金融機関（組合と分割共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下この条において同様とします。）ごとに組合の定める期日（以下「払込期日」といい、この払込期日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。）に共済契約者が指定する口座から振替によって行うものとしす。
- 第1回分割共済掛金の払込みについて、組合が別に定める初回共済掛金の口座振替に関する特約条項が付帯されている場合は、前項の規定にかかわらず、同特約条項に規定する払込期日に共済契約者が指定する口座から振替によって行うものとしす。

(分割共済掛金の払込猶予)

- 第3条 共済契約者は、第2回以降の分割共済掛金につき払込期日に払込みがない場合、払込期日の翌日からその払込期日の属する月の翌月末日までの期間（以下「猶予期間」といいます。）内に、当該第2回以降の分割共済掛金を組合の指定した場所に払込まなければなりません。

(分割共済掛金払込み前の事故)

- 第4条 組合は、共済契約者が第2回以降の分割共済掛金を猶予期間を経過した後も払込まなかったときは、その払込期日後に生じた事故による損害および費用に対しては、共済金を支払いません。

(共済金支払時の分割共済掛金の払込み)

- 第5条 共済契約者が共済金支払の原因となった事故の発生日前に到来した払込期日に払込むべき分割共済掛金の払込みを怠っていた場合において、その猶予期間内に組合に対して共済金の支払の請求を行うときは、組合は、当該払込期日に払込むべき未払込分割共済掛金（年額共済掛金からすでに払込まれた分割共済掛金の総額を差引いた額をいいます。）の全額の払込みがあった場合に限り、当該事故に対する共済金を支払います。

(分割共済掛金未払いの場合の解除)

- 第6条 組合は、払込期日に第2回以降の分割共済掛金の払込みがない場合には、共済証券または共済契約証書記載の共済契約者の住所にあてて、当該分割共済掛金払込みの催告を行うとともに、翌月の払込期日に当該払込期日に払込まれるべき分割共済掛金と併せて口座振替を行います。
- 前項の場合において、猶予期間内に当該分割共済掛金の払込みがない場合には、組合は、書面または電磁的記録その他これに準ずる方法による通知をもって、当該共済契約を解除することができるものとします。
- 本条に基づく解除の効力は、当該払込みのなかった払込期日から、将来に向かってのみ、その効力を生じるものとします。

(共済契約の解除の場合の共済掛金払込み)

- 第7条 年額共済掛金の払込みを完了する前に、普通約款の規定によりこの共済契約を解除する場合において、組合が共済金を支払うべき事故による損害が生じていたときは、共済契約者は、未払込分割共済掛金の全額を一時に払込まなければなりません。

(準用規定)

- 第8条 本特約条項に定めのない事項については、本特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

附則

この特約条項は、行政庁の認可を受けることを条件として、平成30年6月1日以降に共済期間の初日を迎える共済契約に適用し、当該共済契約以外の共済契約については従前の規定を適用するものとします。

初回共済掛金の口座振替に関する特約条項

(目的)

- 第1条 この特約条項は、広島県中小企業共済協同組合（以下「組合」といいます。）が行う火災共済事業の初回共済掛金の払込みを口座振替の方法で行う場合について定めるものとします。
- この特約条項において「初回共済掛金」とは、共済契約締結の際に払込むべき初回の共済掛金をいい、以下のものをいいます。
 - 払込方法が共済掛金の一括払の場合は、その一括共済掛金
 - 払込方法が共済掛金の分割払の場合は、第1回分割共済掛金
 - 払込方法が長期火災共済契約の共済掛金の年払いの場合は、初年度の年額共済掛金

(初回共済掛金の払込方法)

- 第2条 初回共済掛金の払込みは、提携金融機関（組合と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関をいいます。）ごとに組合の定める期日（以下「初回共済掛金払込期日」といい、この払込期日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。）に共済契約者が指定する口座から振替によって行うものとしす。

(初回共済掛金の払込猶予)

- 第3条 共済契約者は、初回共済掛金につき初回共済掛金払込期日に払込みがない場合、初回共済掛金払込期日の翌日から初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までの期間（以下「猶予期間」といいます。）内に、当該初回共済掛金を組合の指定した場所に払込まなければなりません。

(初回共済掛金払込み前の事故)

- 第4条 組合は、共済期間が始まった後でも、共済契約者が初回共済掛金を猶予期間を経過した後も払込まなかったときは、初回共済掛金の払込みに生じた事故による損害および費用に対しては、共済金を支払いません。

(初回共済掛金未払いの場合の解除)

- 第5条 組合は、初回共済掛金払込期日に初回共済掛金の払込みがない場合には、共済証券または共済契約証書記載の共済契約者の住所にあてて、共済掛金払込みの催告を行うとともに、翌月の払込期日に再度口座振替を行います。
- 前項の場合において、猶予期間内に初回共済掛金の払込みがない場合には、組合は、書面または電磁的記録その他これに準ずる方法による通知をもって、当該共済契約を解除することができるものとします。
- 本条に基づく解除の効力は、共済期間の初日から、将来に向かってのみ、その効力を生じるものとします。

(準用規定)

- 第6条 本特約条項に定めのない事項については、本特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

附則

この特約条項は、行政庁の認可を受けることを条件として、平成30年6月1日以降に共済期間の初日を迎える共済契約に適用し、当該共済契約以外の共済契約については従前の規定を適用するものとします。

価額協定共済特約条項

(目的)

- 第1条 この特約条項は、広島県中小企業共済協同組合（以下「組合」といいます。）が行う火災共済事業について、共済の目的の評価ならびにそれに基づく支払額について定めるものとします。

(対象となる共済の目的の範囲)

- 第2条 この特約条項の共済の目的は建物または家財とし、その減価割合が50%以下のものに適用します。

(共済の目的の評価)

- 第3条 この特約条項が付帯された普通火災共済普通共済約款（住宅・非住宅物件用）(以下「普通約款」といいます。)、普通火災共済普通共済約款Ⅱ（住宅・非住宅物件用）(以下「普通約款Ⅱ」といいます。)または総合火災共済普通共済約款（以下「総合約款」といいます。）に基づく共済契約においては、契約締結時に組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の目的の価額を評価し、その額（以下「評価額」といいます。）を共済証券または共済契約証書に記載するものとします。
- 共済金額は、共済証券または共済契約証書に記載の評価額と同額で定めるものとします。

(損害共済金の支払額)

- 第4条 組合は、普通約款第10条（損害共済金の支払額）第1項の規定、普通約款Ⅱ第10条（損害共済金の支払額）の規定または総合約款第10条（損害共済金の支払額）第1項の規定にかかわらず、共済金額を限度とし、 損害の額を損害共済金として支払います。
- 組合は、普通約款第10条（損害共済金の支払額）第2項の規定または総合約款第10条（損害共済金の支払額）第2項の規定にかかわらず、共済金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害共済金として支払います。

損害の額　－　3万円　＝　損害共済金の額

(水害共済金の支払額)

- 第5条 この特約条項が総合約款に付帯された場合は、総合約款第12条（水害共済金の支払額）第2項の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を水害共済金として支払います。

損害の額または共済金額のいずれか低い額 × 縮小割合（70％）＝ 水害共済金の額

(共済金を支払うべき損害の額)

- 第6条 共済の目的が明記物件（普通約款第3条（共済の目的の範囲）第1項の表の(1)から(4)、普通約款Ⅱ第3条（共済の目的の範囲）第1項の表の(1)から(4)または総合約款第3条（共済の目的の範囲）第3項の表の(1)および(2)に掲げる物をいいます。以下同様とします。)以外のものである場合には、第4条（損害共済金の支払額）および前条（水害共済金の支払額）の損害の額は、その損害が生じた地および時ににおけるその共済の目的の再調達価額によって定めます。
- 再調達価額とは、次の各号に定める額をいいます。
 - 建物については、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額
 - 家財については、共済の目的と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額

(再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金を支払う旨の約定のない他の共済契約等がある場合の損害共済金または水害共済金の支払額)

第7条 共済の目的が明記物件以外のものである場合において、その共済の目的に再調達価額を基準として算出した損害の額について共済金または保険金を支払う旨の約定のない他の共済契約等があるときは、組合は、普通約款第15条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）第1項、普通約款Ⅱ第11条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）第1項または総合約款第17条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）第1項の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害共済金または水害共済金として支払います。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

- 損害共済金

第6条（共済金を支払うべき損害の額）の規定によって支払われるべき損害の額	－	他の共済契約等によって支払われるべき損害共済金の額	＝	損害共済金の額
--------------------------------------	---	---------------------------	---	---------
- 水害共済金

第6条（共済金を支払うべき損害の額）の規定によって支払われるべき損害の額	×	縮小割合（70％）	－	他の共済契約等によって支払われるべき水害共済金の額	＝	水害共済金の額
--------------------------------------	---	-----------	---	---------------------------	---	---------

(共済の目的の価額の増加または減少)

- 第8条 共済契約締結後、次の事実が発生し、それによって共済の目的の価額が増加または減少した場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。
 - 共済の目的である建物の増築、改築または一部取り壊し
 - この特約条項が付帯された共済契約において担保しない事故による共済の目的の一部滅失
- 前項の場合、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の目的の価額を再評価し、共済金額を変更するものとします。
- 第1項の手続を怠った場合において、その事実が発生した時から前項の手続が完了するまでの間に生じた損害については、第4条（損害共済金の支払額）、第5条（水害共済金の支払額）の規定は適用せず、普通約款、普通約款Ⅱまたは総合約款の規定を適用して共済金を支払います。ただし、共済の目的の価額が減少した場合は、この限りではありません。
- 第2項の手続がなされた場合には、組合は、減額または増額すべき共済金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。
- 前項の規定による組合の共済掛金の請求に対し、共済契約者がその払込みを怠ったときは、その共済掛金の払込みに生じた事故による損害については、第4条（損害共済金の支払額）、第5条（水害共済金の支払額）の規定は適用せず、普通約款、普通約款Ⅱまたは総合約款の規定を適用して共済金を支払います。この場合、共済金額は、第2項の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

(他に長期共済契約がある場合の取扱)

- 第9条 共済の目的について、この特約条項を付帯しない他の共済契約（共済期間が1年をこえる共済契約に限りす。以下「他の長期共済契約」といいます。）がある場合には、第3条（共済の目的の評価）第2項の規定にかかわらず、共済金額を共済証券または共済契約証書記載の評価額から他の長期共済契約の共済金額を差し引いた額により定めることができます。
- 前項の規定により共済金額を定めた場合には、共済契約締結後第8条（共済の目的の価額の増加または減少）第2項の規定により共済金額を変更するときにも、前項と同様の方法によるものとします。
- 前二項の規定により共済金額を定めた場合において、損害発生るとき共済金額が共済証券または共済契約証書記載の評価額（第8条（共済の目的の価額の増加または減少）の規定によって再評価した場合には、その再評価額）から他の長期共済契約の共済金額を差し引いた額に満たない場合には、その損害については、第4条（損害共済金の支払額）、第5条（水害共済金の支払額）の規定は適用しません。
- 第1項または第2項の規定により共済金額を定めた場合において、損害発生るとき他の長期共済契約により共済金が支払われない場合には、その損害については、第4条（損害共済金の支払額）、第5条（水害共済金の支払額）の規定は適用しません。

(準用規定)

第10条 本特約条項に定めのない事項については、本特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款、普通約款Ⅱまたは総合約款およびこれらに付帯される他の特約条項の規定を準用します。この場合において、共済の目的が明記物件以外のものであるときは、これらの約款および特約条項の規定中「共済の目的の価額」または「共済価額」とあるのを「共済の目的の再調達価額」と読み替えるものとします。

附則

この特約条項は、行政庁の認可を受けることを条件として、令和2年1月1日以降に共済期間の初日を迎える共済契約に適用し、当該共済契約以外の共済契約については従前の規定を適用するものとします。

